

札幌医科大学学生通則（平成 19 年 4 月 1 日規程第 114 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この規程は、札幌医科大学学則（平成 19 年規程第 50 号。以下「大学学則」という。）、札幌医科大学大学院学則（平成 19 年規程第 51 号。以下「大学院学則」という。）及び札幌医科大学専攻科規程（平成 23 年規程第 21 号。以下、「専攻科規程」という。）に定めるもののほか、札幌医科大学（以下「大学」という。）の学生（学部、大学院及び専攻科の学生をいう。）が遵守する事項を定めることを目的とする。

第 2 章 宣誓

（宣誓）

第 2 条 大学に入学を許可された者は、入学の際に学生としての本分を全うする旨を宣誓しなければならない。

第 3 章 連帯保証人

（連帯保証人）

第 3 条 学生は、連帯保証人を定め、入学の際にその者と連署した誓約書（別記第 1 号様式）を学長に提出しなければならない。

2 前項の連帯保証人は、その学生の父母又は学資を支給する者等とする。

3 連帯保証人を変更し、又は連帯保証人が住所を変更した場合は、連帯保証人変更届（別記第 2 号様式の 1）又は連帯保証人住所変更届（別記第 2 号様式の 2）により速やかに届け出なければならない。

4 連帯保証人は、保証する学生の修学目的の達成のために、誓約の履行に関し責任をもって協力しなければならない。

第 4 章 住所届

（住所届）

第 4 条 学生は、入学の際に、自らの居所について住所届（別記第 3 号様式の 1）により学部長、研究科長又は専攻科長に届け出なければならない。

2 前項の住所を変更したときは、住所変更届（別記第 3 号様式の 2）により速やかに届け出なければならない。

第 5 章 戸籍抄本の提出及び身上異動報告

（戸籍抄本の提出）

第 5 条 学生は、入学の際、戸籍抄本を学長に提出しなければならない。

（身上異動報告）

第 6 条 学生は、改姓その他一身上の事情に変更があったときは、速やかに学長に届け出なければならない。

第 6 章 学生証

（学生証の携帯等）

第 7 条 学生は、入学の際に学生証（別記第 4 号様式の 1）及び在籍確認シール（別記第 4 号様式の 2）の交付を受け、在籍確認シールを貼付した学生証を、常時携帯しなければならない。

2 学生証の有効期間は、学生証の交付日からそれぞれの者の修業年限又は標準修業年限の末日までとする。ただし、修業年限又は標準修業年限を超えて在籍する者の有効期間は、超えた日の属する年度の末日までとする。

3 第 1 項の在籍確認シールの有効期間は、4 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 年間とし、学生は、毎年度 4 月 30 日までに交付を受け、学生証に貼付しなければならない。

4 学生証及び在籍確認シールは、他人に貸与又は譲渡してはならない。

5 学生証をき損又は紛失したときは、速やかに再交付を受けなければならない。

(学生証の返納)

第8条 学生証は、卒業、転学、退学、除籍又は有効期間を経過したときは、速やかに返納しなければならない。

第7章 健康診断

(定期健康診断)

第9条 学生は、大学が実施する健康診断（以下「健診」という。）を毎年受けなければならない。

(健康診断の延期)

第10条 疾病その他正当の理由により、前条の健診を受けることができないときは、その理由を付して学部長、研究科長及び専攻科長に届け出なければならない。

(臨時健康診断)

第11条 健診を延期していた者が、前条の届出の理由が消滅したとき、又は疾病を理由に休学していた者が復学しようとするときは、学部長、研究科長及び専攻科長に届け出て健診を受けなければならない。

第8章 欠席

(欠席)

第12条 学生は、引き続き3日以上欠席するときは、欠席届（別記第5号様式）により学部長及び専攻科長にあらかじめ届け出なければならない。

2 やむを得ない事情により前項の届出を提出できなかったときは、その理由を付して速やかに提出しなければならない。

3 疾病による欠席で、引き続き7日以上欠席する場合は、前2項の届出に医師の診断書を添付しなければならない。

第9章 退学、休学、転学、再入学及び復学

(退学、休学、転学、再入学及び復学)

第13条 次の各号に掲げる者は、当該各号の様式により学長に願い出、大学学則、大学院学則又は専攻科規程に基づく許可を受けなければならない。

- (1) 退学しようとする者 別記第6号様式の1
- (2) 休学しようとする者 別記第6号様式の2
- (3) 転学しようとする者 別記第6号様式の3
- (4) 再入学しようとする者 別記第6号様式の4
- (5) 復学しようとする者 別記第6号様式の5

第10章 団体

(団体の設立)

第14条 学生が学内において団体を設立しようとするときは、団体の代表2人及び専任の教授、准教授又は講師のうちから当該団体の顧問を定め、団体設立願（別記第7号様式の1）により学長に願い出て、団体設立許可書（別記第7号様式の2）の交付を受けなければならない。

(団体の設立継続)

第15条 許可された期間を超えて団体が活動しようとするときは、毎年5月末日までに団体継続願（別記第7号様式の3）により学長に願い出なければならない。

2 前項の願い出のない団体は、解散したものとみなす。

(重要事項変更の承認)

第16条 団体が前条による許可を受けた事項を変更しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(団体の解散)

第17条 団体が解散するときは、速やかに学長に届け出なければならない。

(新聞等の配付の承認)

第 18 条 団体が新聞、雑誌その他の文書又は印刷物等を発刊するときは、その配布の前に当該新聞等 2 部を添えて学長に提出し承認を得なければならない。

(団体設立許可の取消し及び行為の禁止)

第 19 条 大学は、団体が学内の秩序を乱すと認められたとき、又は団体の行為が本学の諸規程等に違反したときは、その行為を禁止し、又は許可を取消することができる。

第 11 章 集会

(集会の許可)

第 20 条 学生が学内又は大学名を使用して学外において集会をしようとするときは、その集会の日の 3 日前までの日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）第 3 条に規定する休日（以下「休日」という。））、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日で休日、日曜日又は土曜日でない日に集会願（別記第 8 号様式の 1）により学長に願出、集会許可書（別記第 8 号様式の 2）の交付を受けなければならない。

2 学生又は第 14 条に規定する団体が、学外の団体指導者、講演者等を招へいし事業を行おうとするときは、前項の規定を適用するものとする。

(建物、施設等の利用承認)

第 21 条 学生が集会のために大学の建物、施設又は備え付けの物品を使用する場合には、所定の手続により、これを管理する責任者の承認をあらかじめ受けなければならない。

2 前項の集会のために大学の建物、施設又は備え付けの物品を使用する者は、各管理責任者の指示に従い使用するとともに、前項により承認を受けた者は、集会のために生じた一切について責任を負わなければならない。

第 12 章 掲示物等

(掲示等の承認)

第 22 条 学生が、学内又は学外（学外にあつては大学名を使用する場合に限る。）において、ビラ、ポスター、パンフレット、新聞等を掲示又は配布しようとするときは、その写しを添えて、学長にあらかじめ願出しなければならない。

(掲示場指定、期間及び規格)

第 23 条 学生が前条の承認を得て学内においてビラ等を掲示するときは、大学が指定する掲示場以外に掲示してはならない。

2 掲示期間は、特別の場合を除き 1 週間以内とする。

3 第 1 項のビラ等は、原則として新聞紙 1 頁大までの規格とする。

(各種行為の承認)

第 24 条 学生が学内において、本学の教職員又は学生並びに外来者を対象として、印刷物の配布、世論調査、示威運動、署名運動、投票、物品販売、寄附行為、拡声器使用、その他宣伝や勧誘等を目的とする行為をしようとするときは、学長にあらかじめ願出で承認を受けなければならない。

(違反行為に対する措置)

第 25 条 前 3 条に違反したときは、掲示した物を撤去し、又はその行為を禁止する。

第 13 章 諸調査に対する協力

(諸調査の協力)

第 26 条 学生は、大学が行う累加記録に関する調査、学生生活実態調査その他の調査に協力するものとする。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 1 日規程第 19 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 11 月 20 日規程第 72 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 1 日規程第 6 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 30 日規程第 6 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 18 日規程第 69 号）

この規程は、令和 2 年 9 月 18 日から施行する。